特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者については、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。第四項第二号において同じ。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し。第四項第二号において同じ。）

3～5　（略）

第一号様式中「本籍地都道府県名（国籍）」を「本籍地都道府県（国籍等）」に改める。

第二号様式及び第三号様式中「本籍地都道府県名（国籍）」を「本籍地都道府県（国籍等）」に改める。

第四号様式から第八号様式までの様式中「本籍地都道府県名（国籍）」を「本籍地都道府県（国籍等）」に改める。

（医師法施行規則の一部改正）

**第二条**　医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （医師免許の申請手続） | （医師免許の申請手続） |
| **第一条の三**　（略） | **第一条の三**　（略） |
| 2　令第三条の規定により、前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。 | 2　令第三条の規定により、前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。 |
| 一　（略） | 一　（略） |
| 二　戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）にあつては住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等（以下「国籍等」という。）を記載したものに限る。第四条の二において同じ。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し。第四条の二において同じ。） | 二　戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）にあつては住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。第四条の二において同じ。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し。第四条の二において同じ。） |
| 三　（略） | 三　（略） |
| 3・4　（略） | 3・4　（略） |
| （医籍の訂正の申請手続） | （医籍の訂正の申請手続） |
| **第三条**　令第五条第二項の医籍の訂正の申請書には、戸籍謄本又は戸籍抄本（中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し（国籍等を記載したものに限る。第四条において同じ。）及び令第五条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添えなければならない。 | **第三条**　令第五条第二項の医籍の訂正の申請書には、戸籍謄本又は戸籍抄本（中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第四条において同じ。）及び令第五条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添えなければならない。 |
| 2　（略） | 2　（略） |